

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所第7号機の
電気事業法に基づく工事の計画の申請について

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長
小早川 智明

申請年月日等：

令和 2年 9月25日（原管発官R2第138号）

補正年月日等：

令和 2年10月 9日（原管発官R2第175号）

2. 発電所の名称及び位置

名 称：柏崎刈羽原子力発電所

所在地：新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村

3. 発電所の出力及び周波数

出 力： 8, 212, 000 kW

第1号機： 1, 100, 000 kW

第2号機： 1, 100, 000 kW

第3号機： 1, 100, 000 kW

第4号機： 1, 100, 000 kW

第5号機： 1, 100, 000 kW

第6号機： 1, 356, 000 kW

第7号機： 1, 356, 000 kW（今回申請分）

周波数：50 Hz

4. 申請範囲

（一）原子力設備

1 原子炉本体

1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数（減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ボイド係数及び出力反応度係数）並びに減速材の名称、種類及び組成

2 炉心

（1）炉心形状、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径

（2）燃料の種類、燃料集合体平均濃縮度又は富化度、燃料集合体最高燃焼度及び燃料の最大装荷量

（3）燃料材の最高温度

5 放射線管理設備

2 換気設備（中央制御室に設置するもの（非常用のものに限る。）、非常用ガス処理設備として設置するもの及び放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。）

2. 1 中央制御室換気空調系

2. 1. 1 中央制御室換気空調系

- (1) 送風機
- (2) 排風機
- (3) フィルター

7 原子炉格納施設

1 原子炉格納容器

- (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部

3 圧力低減設備その他の安全設備

- (7) 可燃性ガス濃度制御設備
 - (7. 2) 可燃性ガス濃度制御系
 - イ 再結合装置
 - ロ ブロワ
 - ハ 加熱器
 - チ 主配管

5. 工事の種類・内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：原子炉本体、放射線管理設備、原子炉格納施設の改造

6. 申請理由

平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえた工事に伴い、以下の変更を行う。

- (1) 原子炉本体のうち、燃料について、高燃焼度8×8燃料を用いないことから廃止する。
- (2) 放射線管理設備のうち、換気設備の中央制御室換気空調系について、信頼性向上の観点から6号機と共用する。
- (3) 原子炉格納施設のうち、圧力低減設備その他の安全設備の可燃性ガス濃度制御系主配管について、信頼性向上の観点から二重化する改造を行う。また、これに伴い、原子炉格納容器の貫通部の改造を行う。
- (4) 原子炉格納施設のうち、圧力低減設備その他の安全設備の可燃性ガス濃度制御系再結合装置について、信頼性向上の観点から常設化する。

(審査の概要)

1. 審査意見

電気事業法第47条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件(同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。)に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。